

総務省組織令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	3

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 4 （略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 8 （略）

（内部部局の職）

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

5 （略）

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五十七 （略）

五十八 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること。

五十九 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。

六十 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること。

- 六十一 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること。
- 六十二 日本放送協会に関すること。
- 六十三 非常事態における重要通信の確保に関すること。
- 六十四 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。
- 六十五 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。
- 六十六 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。
- 六十七 電波の利用の促進に関すること。
- 六十八 （略）
- 六十九 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。
- 七十 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。
- 七十一 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
- 七十二 〓七十五 （略）
- 七十六 信書便事業の監督に関すること。
- 七十七 〓九十 （略）
- 九十一 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 九十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九十三 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うほか、次に掲げる研修を行うこと。
- イ 地方公務員に対する地方自治に関する高度の研修
- ロ 国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修
- 九十四 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）第四条に規定する事務
- 九十五 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する事務
- 九十六 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務

2 (略)

(総合通信局等)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第五十八号から第六十七号まで、第六十九号から第七十一号まで、第七十六号、第九十一号及び第九十六号に掲げる事務を分掌

する。  
2  
4 (略)

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（情報流通行政局の所掌事務）

第十一条 情報流通行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

十六 情報通信審議会の庶務に関する事。

十七 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関する事。

十八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関する事。

十九 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関する事。

二十・二十一 (略)

2  
(略)

（国際戦略局に置く課等）

第六十七条 国際戦略局に、次の七課及び参事官一人を置く。

国際戦略課

技術政策課

通信規格課

宇宙通信政策課

国際展開課

国際経済課

国際協力課

（参事官の職務）

第七十五条 参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限り、国際展開課の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に係るものを分掌し、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

(情報流通行政局に置く課等)  
第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課及び参事官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

総務課  
情報通信政策課  
情報流通振興課  
情報通信作品振興課  
地域通信振興課  
放送政策課  
放送技術課  
地上放送課  
衛星・地域放送課  
郵政行政部に、次の四課を置く。  
2  
企画課  
郵便課  
貯金保険課  
信書便事業課

(総務課の所掌事務)  
第七十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報流通行政局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 情報流通行政局の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 三 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。
- 四 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 五 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、情報流通行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(情報通信政策課の所掌事務)  
第七十八条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策(技術に関するものを除く。)の企画及び立案並

- 二 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に関すること（情報通信作品振興課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
- 四 国際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。
- 五 国際戦略局等の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること。
- 六 国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。
- 七 情報通信審議会の庶務に関すること。

（情報流通振興課の所掌事務）

第七十九条 情報流通振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関すること（地域通信振興課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること（電気通信事業者に係るものに限る。）。
- 三 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること。
- 四 情報の電磁的流通に係る業務に携わる者の専門的又は技術的な知識及び技術の向上に関すること。
- 五 電気通信システム（電気通信設備の集合体であって情報の電磁的流通の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるとように組み合わされたものをいう。）の開発及び普及による情報の電磁的流通の高度化に関すること。
- 六 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）の施行に関すること。
- 七 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること（国際戦略局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

（参事官の職務）

第八十六条 参事官は、命を受けて、情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るものを分掌し、又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

附 則

(国際戦略局参事官の設置期間の特例)

第十七条 第六十七条の参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十一条第一項において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。
- 二 郵政民営化法に規定する事務（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（前条第一号に掲げるものを除く。）をつかさどる。この場合において、第八十七条第三号中「次条第三号」とあるのは、「次条第三号及び附則第十九条第一項第二号」とする。

- 一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。
- 二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国

2 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社に係るもの（同法第一百八条第一項及び第二項並びに第四百四十六條第一項及び第二項の規定に基づく検査に関するものを除く。）をつかさどる。

(恩給管理官の職務の特例)

第二十条 恩給管理官は、第一百九条第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち附則第七条各号に掲げる事務を助ける。

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十一条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百二十五条第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二百五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百二十五条第一項及び前項に定めるもののほか、令和六年三月三十一日までの間、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）附則第十一条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。